

Japanese Association of Certified Social Workers

公益社団法人

日本社会福祉士会 NEWS



No.199

MARCH.2021

 ホームページのURL
<http://www.jacsw.or.jp/>

| | |
|--|----|
| 子ども家庭福祉の資格の在り方に関するワーキンググループ参加報告 | 1 |
| 出入国在留管理庁「国民の声」を聴く会報告 ～本会の多文化ソーシャルワークに関する取組について～ | 3 |
| コロナ禍の今だからこそ「自殺予防」の対策を ～自殺予防に関する基礎的な知識・スキルの修得を～ | 4 |
| 新型コロナウイルス感染症拡大対策に係る後見実務について | 6 |
| 第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 山形大会 開催のお知らせ | 10 |
| 2022年度の全国大会は「東京」で開催します | 10 |
| 「スクールソーシャルワーク実践ガイドライン」を発表・掲載しました | 11 |
| 生涯研修制度 2020年度専門課程修了認定申請について | 12 |
| 2020年度臨時総会の議案について | 14 |
| 役員改選情報 次期理事候補者決まる | 14 |
| 声明/意見を発出しました | 15 |
| BOOK | 17 |
| 情報コーナー/事務局職員募集/四谷事務局だより | 18 |

子ども家庭福祉の資格の在り方に関するワーキンググループ参加報告

公益社団法人日本社会福祉士会 副会長 栗原 直樹

2021年2月2日、厚生労働省で開催された「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他の資質向上策に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」)のとりまとめが公表されました。2019年9月10日以降、10回に渡って開催されたワーキンググループに委員として参加しましたので、議論の経過、内容等について報告します。

1 ワーキンググループ設置の経過

児童相談所における虐待相談件数は、年々増加傾向にあり、2019年度には193,780件に達し、悲惨な虐待死事例も依然として発生している現状があります。こうした中、2019年6月に成立した「児童虐待防止策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」〔令和元年法律第46号〕の附則第7条第3項において、「児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者についての資格の在り方その他当該者についての必要な資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」ことが明記されました。

ワーキンググループは、これを踏まえ、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会(以下「社会的養育専門委員会」)の下に設置されたものであり、

主に「子ども家庭福祉分野の資格の在り方」「研修・人材養成の在り方」「人事・キャリアパスの在り方」について、目指すべき方向性の議論がなされました。

2 人材の資質向上、資格の在り方に関する議論

ワーキンググループでは、子どもの権利や家族の支援を考えたソーシャルワークを展開するためには、子ども家庭福祉分野で支援を行う者の専門性の向上が必要不可欠であるとの認識のもと、子ども家庭福祉分野の資格の在り方、研修・人材養成のあり方、人事制度・キャリアパスの在り方等、目指すべき方向性について幅広い検討がなされました。

人材の資質の向上は喫緊の課題であり、資格制度を創設して実際に養成され現場に定着するまでには相応の年数を要することになるため、研修・人材養成を充実させる必要があります。しかし、現行の児

童福祉司等に関する法定研修は知識偏重になっており、OJTや事例を用いた演習等により、面接やニーズ把握等の実践的な訓練を充実させる必要があることや、ソーシャルワークにおいても、子どもの権利擁護の観点をより充実させることが求められている現状があります。この共通認識のもと、児童福祉司、スーパーバイザー、児童相談所長、市町村職員等の職種に応じて、研修内容の充実を検討すべきことが提言されています。また、人事制度・キャリアパスの在り方についても「国においては、福祉専門職採用の好事例を周知する等、自治体の取組が推進されるような対策を構じるべき」とされ、「特に、市町村で相談業務を担う職員は非常勤が多く、継続的なキャリアアップのためには常勤化を推進する必要があります」ということが明記されました。

一方、資格については子ども家庭福祉の専門職(児童福祉司)の国家資格化を検討するワーキンググループという言い方もされていましたが、実際は幅広い議論があり一番活発な議論があったといえます。

当初「医師のように日本国中どこでも勤められるソーシャルワーク資格をつくる」という意見がありましたが、養成期間について6年か4年かの議論が出てからは先には進みませんでした。その後「社会福祉士と精神保健福祉士の基礎科目が共通であることから、その基礎科目に子ども家庭支援に関する専門科目を加えた3番目の国家資格として、子ども家庭福祉士(仮)を並列に創設にする」(並列案)という意見が出され、国家資格化を目指す委員の代表的な意見になりました。

これに対して、本会として「国家資格化に反対である。既存の国家資格の上に必要な研修を積むことによって対応できる」「スクールソーシャルワーカーの養成課程のように学部養成課程で、社会福祉士受験資格取得とともに認定資格を取得するような方法もある」(上乗せ案)という意見を出しました。なお、日本ソーシャルワーカー連盟(日本社会福祉士会、日本精神保健福祉士協会、日本医療社会福祉協会、日本ソーシャルワーカー協会の4団体で構成)を構成する日本医療社会福祉協会と日本精神福祉士協会も同様の意見を出しています。

また、「既存の資格の上に専門的研修を上乗せし取得させる。一方で国家資格化を進める」「行政機関の職員採用に新しい資格はハードルが高い」「任用後経験・実績のランク付けを行うことによってインセンティブを与える」等の意見がありましたが、最終的には上記の並列案と上乗せ案の2つに絞られた

という状況になりました。

そもそも、このワーキンググループは悲惨な子ども虐待の死亡事案から発して設置された背景があり、毎回「ソーシャルワークの重要性」や「子ども虐待に関わるソーシャルワーカーの専門性の向上と人材確保」に関する意見が出されていましたが、民間の児童養護施設や市町村の児童家庭支援センター等、幅広い子ども家庭支援に関する機関等も議論の対象に含まれていった印象です。なお、児童福祉施設においては保育士が圧倒的に多い現状がありますが、新たな資格を取得した者が民間機関にも所属することは想定するものの、保育士の有資格者が新たな資格を取得することについては協議されませんでした。

この間のワーキンググループの議論において、日本ソーシャルワーカー連盟では、社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者が実地訓練を重ねながら、スーパービジョンを含む新たな研修体系の中で養成されるべきという主張を繰り返し、また専門職団体の責務として、その研修体系を早急に構築することを提案してきました。

しかし、最終的なとりまとめでは、「資格の建て付け」については、「社会福祉士養成課程との共通科目を基礎として、子ども家庭福祉分野の専門課程を修了した者に付与される資格」とすることや「既存のソーシャルワークに関する資格(社会福祉士等)を基礎として、子ども家庭福祉分野に関する上乗せの教育課程を修了した者に付与される資格」とすることが考えられるとされ、「求める専門性の程度や養成

月刊福祉

増刊号

2月1日発売

●B5判・72頁●定価 本体971円(税別)(送料300円 ※10冊以上のご購入で送料無料)

With コロナ時代の 社会福祉



詳細はコチラ!

- 第1部 コロナ禍の福祉で起こったこと
【インタビュー】**コロナ禍で何が起きたのか、これからの感染症対策は**
岡部 信彦 (政府 新型コロナウイルス感染症対策分科会 構成員)
- 【座談会】**コロナ禍で福祉に何が起こったか、これからの福祉はどうすすむか**
奥田 知志、原田 正樹 ほか
- 第2部 コロナ禍での社会とこれからの社会
経済・労働、都市と地方、教育、医療・健康、歴史、技術・デジタル

●お申込みは、書店、都道府県・指定都市社会福祉協議会または下記へ●

全社協出版部受注センター 受注専用

TEL.049-257-1080 FAX.049-257-3111

E-mail:zenshakyo-s@shakyo.or.jp

社会福祉法人
全社協 全国社会福祉協議会 出版部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル

する規模等の観点から、引き続き検討していくべきである」という結論となり、新たな資格の必要性を盛り込む一方、国家資格化については両論併記となりました。

今後は、今回のとりまとめの結果を踏まえ、社会的養育専門委員会において検討が進められることとなります。

3 子ども虐待の防止に向けて

前述のとおり、本会が構成団体となっている日本ソーシャルワーカー連盟は一貫して国家資格創設には反対の立場をとってきました。改めて下記の事項について、声明として公表（本ニュース16ページ参照）するとともに、厚生労働省、関係機関等に要望していきます。

- ①児童福祉司が抱える事例への対応はソーシャルワークを基盤とすることが必要であり、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士、精神保健福祉士を積極的に活用すべきである。
- ②専門性の向上には、知識供与型の学習だけでは不十分であり、新たな国家資格の創出より現任者研修の強化が急務である。
- ③児童福祉司の専門性の向上には実践知や経験値の積み上げが必要であり、短期間の異動等がないよう配置構造の改善が必要である。

出入国在留管理庁「国民の声」を聴く会報告 ～本会の多文化ソーシャルワークに関する取組について～

出入国在留管理庁（以下、「入管庁」）において推進されている「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が2020（令和2）年7月に改訂され、「地域における多文化共生の取組の促進・支援」として、新たに「在留外国人に対する総合的な支援をコーディネートする人材の育成を促進する施策の検討」が位置づけられました。

2020年11月27日（金）、日本社会福祉士会の山崎智美氏（副会長）、前多文化ソーシャルワーク調査研究委員会委員で現国際協力員の南野奈津子氏および坂間治子氏が出入国管理庁「国民の声」を聴く会に出席し、本会の多文化ソーシャルワークに関する

また、日本ソーシャルワーカー連盟は、所属の機関や分野を問わず、子どもや家庭への支援に関わるすべての現任ソーシャルワーカーに対する研修等を強化し、子ども虐待の予防や早期発見・早期対応をしていくために、一定の要件を満たす社会福祉士・精神保健福祉士を対象とした研修プログラムを開発しています。研修は「子ども虐待の予防と対応研修」とし、その前半部分である「共通プログラム」を本年3月に開催しました。新たな国家資格創設のためのカリキュラムの検討や実施よりも、いまずぐできる対処を行うことで子ども虐待を防止し、日本の未来を担う子どもたちの生命の尊重とそれを育むことのできる家庭、地域社会の実現に向けて、日本ソーシャルワーカー連盟は、厚生労働省をはじめ関係機関・団体との連携のもと取り組んでいきます。

取り組みとして、「外国人の直面する生活課題のコーディネーターとは」「どのように総合的な支援をコーディネートする人材を養成するか」などについて、実践と調査にかかる報告を行いました。その上で、外国人支援をめぐる最近の傾向、外国人支援をコーディネートする人材のあり方および情報発信のあり方等について、意見交換を行いました。

本会報告に関する議事要旨と資料は、出入国管理庁ウェブサイト「『国民の声』を聴く会」令和2年度第6回（11月27日開催）に掲載されています。

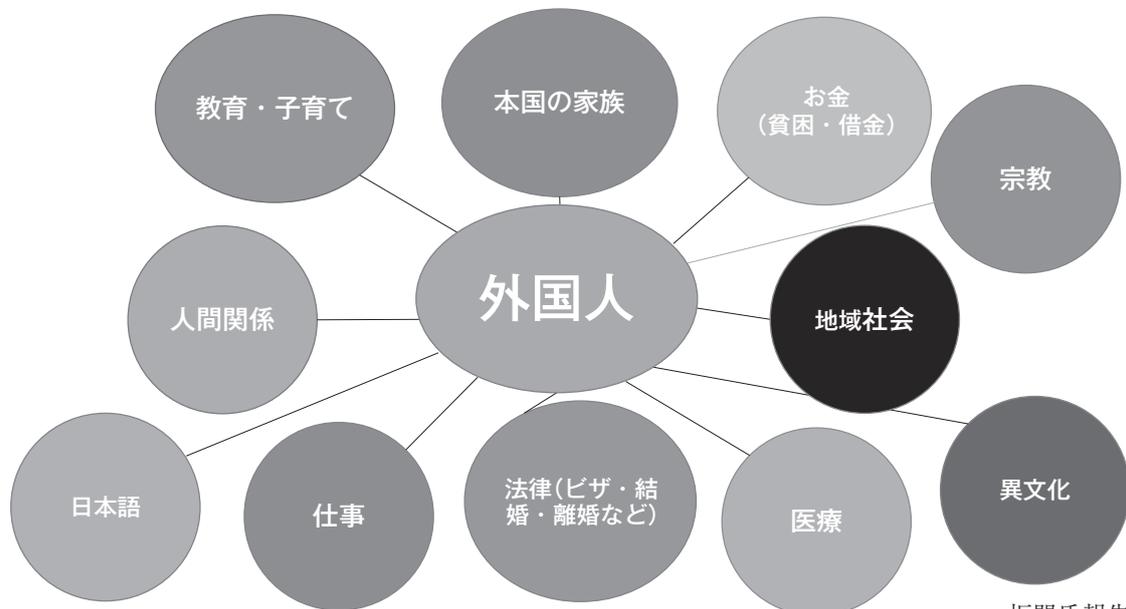
http://www.moj.go.jp/isa/policies/coexistence/nyuukokukanri01_10143.html

これまでの人材養成の実情と課題：日本社会福祉士会の実践と調査より

| | |
|-------|--|
| 2014年 | <p>【滞日外国人支援に携わる人材養成の現状と課題に関する調査研究】 (全国の支援関連機関、職能団体413か所へのアンケート調査；213機関の回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材養成の研修実施は45% ・頻度は「年に一度」が61%、時間は「2時間以内」「2～5時間」が57% ・44%は受講者要件の設定なし。内容は在留資格、社会保障制度、関わり技法等 ・未実施の理由：開催費用、講師の確保困難、受講者の確保困難、参加者の知識差 |
| 2017年 | <p>【滞日外国人支援に携わる実務者（社会福祉士）の滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック作成及びプログラムの開発事業】（「赤い羽根福祉基金」助成事業） (1000か所の支援関連機関へのアンケート調査；378機関の回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・63%は「支援負担感を少し感じる・とても感じる」 ・85%は「多文化ソーシャルワーク関連研修の参加経験なし」 ・参加者の年齢は高い傾向 ・社会福祉士有資格者のほうが多職種連携や調査等の必要性をより感じている |
| 2018年 | <p>「滞日外国人支援基礎力習得のためのガイドブック」作成（「赤い羽根福祉基金」助成事業） e-learning教材開発、研修実施</p> |

南野氏報告資料より

外国人の直面する生活課題



坂間氏報告資料より

e-ラーニング講座のご案内

e-ラーニング講座を配信中！ ぜひ豊富なメニューを視聴してください！！

- ★2021年2月8日現在42講座を配信中
- ★スマートフォンでも閲覧可能（履歴管理ができないなど一部機能の制限があります）
- ★視聴方法は簡単
 ユーザーIDとパスワードを入力すればすぐに視聴できます。
 ユーザーIDは日本社会福祉士会が発行した全国通しの会員番号、
 パスワードは生涯研修制度管理システムのパスワードと同じです。
- ★パスワードが分からない方は以下へお問い合わせください。
 生涯研修センター Email：e-learning@jacsw.or.jp



コロナ禍の今だからこそ「自殺予防」の対策を ～自殺予防に関する基礎的な知識・スキルの修得を～

2016年4月1日に施行された改正自殺対策基本法では、3月を自殺対策強化月間とし、国および地方公共団体は、自殺対策を集中的に展開するものと規定されています。また、新たな自殺総合対策大綱においても、国、地方公共団体、関係団体、民間団体などが連携して「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して啓発活動を推進し、併せて、啓発活動によって援助を求められるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められています。日本社会福祉士会は「自殺対策強化月間」の協賛団体として、自殺対策強化月間に協力しています。

■コロナ禍の自殺の現状

新型コロナウイルスの影響により、自殺者が増加傾向にあります。厚生労働省の発表では、2020年の自殺者数が20,919人で、前年より750人が増える結果となっています。男性は13,943人で前年より135人減りましたが、女性は6,976人で前年より885人増えました。また、年代別では、高校生が307人で、前年より44人増える結果となりました。

■コロナ禍の今だからこそ「自殺予防」の対策を

新型コロナウイルスは、福祉の支援を必要とする方だけではなく、これまで福祉の支援を必要としなかった、もしくは福祉の支援がなくても生活を送ることができていた方々にも影響を与え始めています。職を失い生活が困窮している方や、外出自粛で人間関係を断たれてしまった方、虐待やDVの被害が大きくなってしまった方など、年齢や属性も様々で、対象となる方々は多岐に渡ります。

これらの状況に対応するため、私たち社会福祉士は、それぞれの現場においても、支援を必要としている方々の課題に向き合うとともに、自殺リスクについても念頭に置き、適切な支援に繋ぎながら、自殺を予防する必要があります。

今後も、新型コロナウイルスの影響により、自殺者が増加する可能性も考えられます。私たち社会福祉士は、コロナ禍の今だからこそ、自殺に関する相談に対しても、また相談されない潜在的なリスクについても、適切に支援を行うための「基礎的な知識・スキル」を修得し、「自殺予防」の対策に向き合うことが求められるのです。

■「基礎的な知識・スキル」の修得を

本会は、社会福祉士の皆さんが自殺予防に関する基礎的な知識・スキルを修得していただけるよう、次のツールおよび研修プログラムを用意しています。

(1) 生活支援アセスメントシート

厚生労働省「平成28年度自殺防止対策事業」の一環として、日常のソーシャルワーク実践の中で、自殺リスクをアセスメントし、支援機関に適切につなぐための支援ツールとして「領域別シート（自殺リスクが疑われる場合）」を開発しました。

アセスメントシートは、本会ホームページのトップの左側にある「生活困窮者支援関連情報」からダウンロードすることができます。

(2) 自殺予防ソーシャルワーク研修

本研修は、社会福祉士が日常業務の中で自殺に関する相談に対し、適切に支援を行うための「基礎的な知識・スキル」を確認することを目的としています。本研修は、本会が認定社会福祉士制度で認証された研修として開発を行い、都道府県社会福祉士会が研修主催者として、研修認証を申請して開催するものです。

(3) 自殺対策に関するe-ラーニングプログラム

本会では、自殺対策に関して、次の2本のe-ラーニングプログラムがあります。

① 自殺総合対策大綱の見直し【視聴時間：84分】

2016年の自殺対策基本法改正の趣旨などを踏まえて、2017年7月25日に「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。講義では、見直された自殺総合対策大綱のポイントと社会福祉士への期待について説明しています。

② 自殺対策基本法の一部を改正する法律について【視聴時間：90分】

2016年4月1日に自殺対策基本法の一部を改正する法律が施行されました。講義では、我が国の自殺の現状および自殺対策基本法の改正内容について説明しています。

e-ラーニング視聴についての詳細は、本会ホームページのトップページ中央にある「e-ラーニング講座開催中！」のリンク先をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大対策に係る 後見実務について

2020年4月に緊急事態宣言が発令される中、感染リスクのおそれから被後見人への面会制限やサービスの停止など後見活動に困難が生じはじめました。そこで本会では、2020年6月に都道府県社会福祉士会（以下、「県士会」）に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る後見実務について、本人との面会の状況および新型コロナウイルス感染症拡大対策に係る後見人の実務上の課題について、実態把握を行いました。県士会より寄せられた実態把握に関する情報提供に基づき、2020年12月25日に「新型コロナウイルス感染症拡大対策に係る後見実務について」をまとめ、県士会に報告を行いました。ここでは結果概要を報告します。

また、2021年1月に再度緊急事態宣言が発令される中、被後見人が新型コロナウイルス陽性になった場合を想定しての行動制限の事前同意を求められるというケースが報告され、2021年1月20日に、このような場合の対応について「新型コロナウイルス感染症に伴う後見事務について－被後見人等対象者が陽性者となった場合を想定した対応について－」を県士会宛に発信しました。

■新型コロナウイルス感染症拡大対策に係る後見実務について（概要報告）

1. 情報提供いただいた県士会

岩手県、福島県、群馬県、東京、新潟県、福井県、山梨県、愛知県、兵庫県、岡山県、愛媛県、福岡県（12県士会）

2. 実態把握内容の分析

(1) 本人との面会について

面会のあり方については、在宅と施設（病院）との大きな違いがみられた。施設（病院）は明確なルールを決めているところが多く、そのルールに則った形で行うが、在宅では自己判断せざるを得なかった。施設（病院）によっても、地域や法人主体によって、考え方や対応が異なっており、後見人等として戸惑うことも多い様子がみられた。厳格なルールの施設（病院）でも、個別事情に応じた対応をするところもあり、どこまで後見人等として個別性や必要性を伝えるか困難であったとの記述が多かった。

居住が自宅等の場合、後見人等受任者による自己判断によらざるを得ないところに課題があった。

施設や病院の判断・工夫への対応については、コロナ禍の対応について頭が下がる思いとともに、通常と異なる対応の面会については被後見人等本人に与える影響は大きく、原則として医療面が優先され、本人の意思決定支援等への関与の優先度が下がったという報告がほとんどであった。

オンライン等の面会についての記載は多くみられた。さまざまな工夫のなかで、オンライン面会が定着してきており、一定程度の効果があると評価される一方で、本人が望んでいるのか認識できず、かえって本人が不穏になる等、誰のための面会なのかとの記述もあった。そもそも平時においても面会だけで本人の日常の状況が把握できるわけではないという改めての気づきがあった。

面会以外の方法については、本人に直接届くようなメッセージの発信の工夫がみられた。（手紙、メール、電話等）また、なかなか面会予約がとれないなかで、少ない面会の機会を後見人等ではなく、本人にとって必要な人との面会が優先されるよう働きかけた実践報告があった。

課題としては以下があげられる。

- ① コロナ禍における、後見事務とはどうあるべきか整理。
- ② 本人と会うことができない、会う頻度が少ないなかで、重要な決定を迫られる本人の意思決定支援への取り組み方。

③後見人等自身が感染等で活動できなくなることを想定した場合の対応方法。

(2) 支援関係者との連携に関すること

本人との面会ができない事案においても、支援関係者との情報共有や会議は対面でできるという記載もあった。対面・非対面いずれにおいても感染予防を徹底させる、短時間で済ませる、事前準備をより入念に行うなど、さまざまな工夫がみられた。後見人等が連携や会議の実施方法等を提案した報告も多くみられた。

関係者との連携においては、本人の状態悪化につながる場合は不要不急ではないととらえ、通常通りに対応したという記載が少なくなかった。一方で、どのような工夫をしても、本人の意思決定支援に課題が多かったという記述が多くみられた。

全体的に、後見人等として、支援関係者の苦労を労う気持ちと、状況から致し方ないと本人に我慢をしてもらわなければならない立場のジレンマがあるとの状況が把握される。

課題としては、特に気になる点として、他の支援関係者が所属する法人等の方針から支援が困難であるという状況下において、後見人等として、他の支援者の行うべき責務を代理せざるを得なかったという記載があり、所属組織の指揮命令がないなかでの個人後見人等としてどこまで行うべきかの整理が必要と考えられる。

(3) 特別定額給付金申請や受給に関すること

問題なく申請・受領できたという報告が多かった。期間が短く、また、これまでなかった給付金について、国や社会福祉士会は、「本人が受け取ることができないということがないように」という視点から周知広報を徹底した。なかには、「被後見人等の意思が確認できなかったため、後見人等として判断して代理申請した」という記載があった。このような給付金の申請について代理権がある後見人等がどのように対応するか、意思決定支援との関係も含めて整理が必要と思われる。(本人が受給しないといったときは、本人の意思として尊重するのかどうか、など)

大きな問題なく申請・受領できたとはいっても、後見人等として対応したことは少なくなかったと考えられる。

①本人とのやりとり：本人への説明や、本人自身が行いたい場合は支援した。

入所先施設や病院との事前やりとり：申請書の受け取り方法や手続き方法を事前に連絡をとった。

②行政（申請窓口）との事前調整：それぞれの自治体で必要書類や手続き方法が異なりそれぞれの自治体への確認が必要となった。非常にスムーズに進むところと、申請者側も自治体側も煩雑になるやり方もあった。

③親族への連絡等：親族が世帯主である場合は、本人口座への送金を依頼した。本人が世帯主の場合は、親族へ親族分を送金した。

ここでは多くの課題が出された。

まず、制度設計としての課題である。世帯主が申請した事案では、本人のためではなく家族のために消費されたり、いまだに本人の口座への入金に協力が得られない、といった記載があり、世帯単位ではなく個人で申請できるようにするべきである、との意見である。

次に、行政の対応についての課題である。行政の対応の差が大きかったことが指摘され、改めて



成年
後見

成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で“わかりやすく・簡単”管理
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見実務を力強くサポート。



TYPE H
社会福祉士様
各種法人様向け



TYPE P
都道府県社会
福祉士会会員様向け

↑はあとなあ東京報告様式(2020年8月版)を装備

機能とポイント

- 令和2年4月裁判所統一申立書式に対応 ●後見収支プランニング機能
- 基本情報登録(身上監護項目) ●財産管理 ●出納帳 ●業務日誌 ●預り品管理 ●スケジュール管理
- 家裁申立・報告書類作成 ●後見終了後の財産引渡用受領書ひな型 ●書式カスタマイズ機能

特価キャンペーン実施中! 通常価格の約半額でお求めいただけます!

| ラインナップ | キャンペーン価格 |
|--------------------------|----------------|
| 成年後見システムTypeH・P(ライト版) | 30,800円(税・送料込) |
| 成年後見システムTypeH・P(スタンダード版) | 52,800円(税・送料込) |

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。
※キャンペーン期間は2022年3月末日までです。詳しくは下記URLよりご確認ください。



法律とコンピューター
株式会社リーガル®

本社 TEL 089-957-0494
東京営業所 TEL 03-5360-1755
名古屋営業所 TEL 052-856-2090
大阪営業所 TEL 06-6940-3440
福岡営業所 TEL 092-432-9078

<http://www.legal.co.jp/>

後見人の届をしなければならなかった自治体があったり、改めて後見人届をしても、結局本人住所地に申請書が届くなど、意味のない対応があったとの指摘は、後見人等だけではなく行政側の業務煩雑さの要因ともなり、改善が求められる。また、対応が遅く、受理されたのか、入金はいつかの間合せの手間がかかったという指摘があったが、初めての給付金対応であり、今後、もし、同様の給付金が設定された際には、申請のあり方から行政の対応等、システム化に取り組むことの提言は必要と思われる。

最後に、後見人自身の価値観の課題である。本人にとっては不要と判断し、不受理と申請した、給付金の申請自体を行わなかったという報告があった。本人の意思決定支援との関係においては、代理権の不行使については根拠が求められる。本人への丁寧な説明や本人の意思の確認がないままに申請を行わないと主観的に判断することは、問題である。

また、本人が「申請しない」という意思を表明した場合に、後見人等に付与された代理権に基づく行政手続における意思決定支援と、結果として給付された金銭の使い方についての意思決定支援の混在が支援者側に認識されているか注意が必要である。本人意思の尊重と、後見人等に課せられた善管注意義務について、様々な考え方があることは理解できるが、今後研修等で会としての考え方の方向性を示す必要を強く感じた部分である。

(4) 新型コロナウイルス感染が疑われた被後見人等への対応に関すること

感染が拡大した東京のみならず、他県においても、被後見人等本人・家族や職員等支援者が陽性になった例、濃厚接触者となった例、疑いで活動が制限された例の報告があった。後見人等として行ったことなかで、上記状況において、被後見人等のPCR検査への同意ができない一方、後見人等としては早急に検査が受けられるよう支援した、という報告もあった。今後、新型コロナウイルス感染症への予防接種について、どのようにとらえるか、医療行為の同意の問題だけではなく、整理されなければならない課題は多い。被後見人等に及んだ被害として、本来であれば入院加療が必要と思われた方が、施設に戻らざるを得なかったという報告も寄せられた。

ここでは課題とともに、社会福祉士会への要望がいくつか挙げられている。

「研修の企画」「タイミングを逃さない情報提供」「後見人としての実務のあり方の共有（体験した会員の情報の共有）」「被後見人等が感染拡大させてしまった場合の後見人等の責任の考え方」「後見人等自身が感染した場合の、バックアップ体制」これらを取りまとめた、マニュアルの必要性も意見として挙げた。

3. 国への意見提言

(1) 特別定額給付金（今後の類似の給付金も含む）について

世帯単位ではなく、その人の状況に応じて個人単位でも申請・受給できるようにすべきである。

自治体の各部署に後見人等の届けを出している場合に重複して届けることがないように市町村におけるシステム化を推進すべきである。

(2) 被後見人等本人への不利益拡大の防止への取組み

それぞれの障害特性にあわせた支援の継続のために必要な措置をとること。

サービス提供が滞らないように、サービス提供事業者への適切な保障が必要である。

(例：次年度以降、委託事業等を撤退する事業者が少なくない)

(3) 後見人等への支援

個人として後見等を受任している専門職等に対して、感染の危険性を伴う状況に対する保障のあり方について検討してほしい。

(例：感染予防物品の支給、感染が疑われた場合の対応等)

日社福士発2020-533

2021年1月20日

都道府県社会福祉士会 会長 様

新型コロナウイルス感染症に伴う後見事務について —被後見人等対象者が陽性者となった場合を想定した対応について—

公益社団法人 日本社会福祉士会
会長 西島 善久

新型コロナウイルス感染症は指定感染症（COVID-19）（二類感染症相当）に指定されており、陽性が確認された場合には原則として入院措置がとられます。都道府県においても陽性者について入院または待機に関する指示が出されております。特に陽性者が増加している地域においては、入院病床が逼迫する状況が想定され、実際に速やかな入院対応ができず、施設や自宅等で待機する者が増加することが考えられます。

そのようななか、これまで全国で発生した高齢者施設等での集団感染状況から、感染した高齢者の数、移動のリスク、また入院病床数の余裕がないなど、医療崩壊を防止する観点から入院が困難となっている事例の報告を受け、陽性となった利用者の入院ができない場合、当該施設でのケアを継続するにあたり入居者の家族や後見人等に対して、「事前説明及び同意書」といった形式で、後見人等が判断困難な内容についての同意を求められたという事案があったという報告を受けました。

本会としては、後見人等が施設等から想定されるリスク等に関して「事前説明」を受けることは大変重要なことと捉えます。新型コロナウイルス感染症は、急速に感染が広がり、施設内でクラスターが発生する事例は多数あり、陽性者が発見されてから緊急対応を行うとき、限られた時間の中で、個別に、かつ、丁寧に同意を得ることに困難を伴うことが予測されるからです。後見人等は、事前に施設等から可能な限り本人への丁寧な説明を促すとともに、後見人等としてしっかり受け止め、その後の対応方法等を検討することが必要といえます。

一方で、新型コロナ感染症の拡大防止の観点から予め居室への隔離や身体拘束を含む包括的な「同意書」に後見人等がサインすることには、留意することが必要と考えます。

身体拘束は、緊急やむを得ないとされる3つの要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たす限りにおいて認められ、後見人等には同意する権限はないものの、その要件を確認することが求められます。そのため、昨年10月に国が発出した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に則したプロセスが求められると考えます。

- ①今後、想定されるリスクとその対応に関しては、予め被後見人、親族、後見人等に丁寧な説明を行うよう求めていくこと。
- ②被後見人が陽性者又は濃厚接触者となり、入院ではなく施設内でケアを継続する際に、被後見人の状態からやむを得ず身体拘束などを行う場合には、可能な限り被後見人の同意を得るように求めること。
- ③②を実施する際には、後見人等は、3つの要件を確認するとともに、福祉医療関係者等被後見人を支える人・機関とともに「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」や「身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」などの意思決定支援に関わるガイドラインに基づき、可能な限りチームとして最善と考えられる方策を検討すること。ただし、新型コロナ感染症の感染防止の観点から一堂に会して対応方法等の検討が困難な場合が想定されることから、事前に対応方法等を確認したり、オンラインによる確認手段を確保することも求められます。

入院できない場合だけでなく、今後は、ワクチン接種についても意思確認が求められる場面が多くなることが予測されますし、現時点においても、PCR検査を受けることがサービス利用の条件と提示された事案や、治療薬であるアビガン等の使用についての事前承諾を求められた事案の報告があります。

本人が置かれた状況や状態によって緊急性が高まることも想定されますが、サービス提供者側だけで、あるいは後見人等だけで課題を抱え込むのではなく、必要に応じて行政等とも連携し、一人一人の個性に沿った形で対応できる方法がないかを共同して模索することが求められているということを認識した後見人等としての事務対応が重要ではないかと考えます。

日本社会福祉士会では現時点で考えられる見解と具体的な実施方法を示すとともに、今後も国に対して必要な情報発信、意見提言を行っていくことを検討します。

都道府県社会福祉士会におかれましても、会員や地域からの相談への対応とともに地域の情報収集や会員への情報発信、また、都道府県の担当部署への実情の報告や対応策の検討などの働きかけをお願いいたします。

(担当委員会：権利擁護センターぱあとなあ運営協議会 後見委員会
委員長 星野 美子)

第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 山形大会 開催のお知らせ

一般社団法人山形県社会福祉士会 大会実行委員会 委員長 鈴木 一成

日時：2021（令和3）年7月3日（土）～4日（日）
WEBによる開催となります

大会テーマ

「多様性を尊重する社会を目指して～今、新時代の社会づくりをデザインする～」

大会趣旨

少子・高齢化の進展や人口減少に加え、「新型コロナ感染症（COVID-19）」の感染拡大により、差別や

偏見など「人権」に対する日本社会の脆さや克服すべき課題が、新たに浮き彫りになってきています。

このような中、人権の擁護を基軸とした「多様性を尊重する社会づくり」こそ、社会の構造を強靱なものに変え、未来を切り開く重要な鍵だと考え、山形大会では、多様な人々が共感・共存できる社会づくりと社会参加を目指し、社会福祉士にできること、そして担うべき役割などについて学びます。

WEBに苦手な方も実行委員会がサポートします!

大会実行委員会事務局
〒990-0021 山形県山形市小白川町2-3-31
山形県総合社会福祉センター内
一般社団法人山形県社会福祉士会
TEL 023-615-6565 Fax 023-615-6521
URL : <https://yamagata-csw.org>

山形日和。



2022年度の全国大会は「東京」で開催します

公益社団法人東京社会福祉士会 会長 後藤 哲男

開催日：2022（令和4）年7月2日（土）～3日（日）
場 所：東京都内（調整中）

「第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会」は、2022年7月2日（土）、3日（日）に東京にて開催いたします。

1993年の第1回から数えて30回目の記念大会とな

ります。この大会での東京の役割、全国の社会福祉士会員へ何を発信するかを考え、現在準備を進めているところです。

これから開催となる山形大会と同様に、東京大会もどうぞご期待ください!

生涯研修制度 2020年度専門課程修了認定 申請受付期間について

社会福祉士は、常に新しい知識や技術、高い倫理性を身につけ、自らの専門性を向上させていくことが必要です。社会福祉士会は、生涯研修制度を整備するとともに、さまざまな研修や情報を提供し、そのサポートをしています。生涯研修制度における専門課程修了認定申請は、研修受講やスーパービジョン実績などの研鑽内容を自身で確認するとともに、社会に社会福祉士としての責務を示すものでもあります。

『生涯研修制度2020年度専門課程修了認定申請』は、2021年4月1日から受付を開始します。ぜひ、日本社会福祉士会の生涯研修制度をご活用ください。

専門課程修了認定申請に関する詳細は、以下の記事をご参照ください。

■申請受付期間

2021年4月1日(木)～6月30日(水)

※郵便は消印有効、E-mailは必着

■申請対象者

1.「第1期専門課程」修了申請

以下を全て満たす方が申請対象となります。

- (1) 基礎課程を修了している方¹、または基礎課程修了とみなされている方²
- (2) 専門課程修了認定申請の単位対象となる期間において、生涯研修制度の取得単位が合計35単位以上ある方

2.「第2期専門課程」修了申請

以下を全て満たす方が申請対象となります。

- (1) 第1期専門課程を修了した方、または第1期専門課程修了とみなされている方³
- (2) 専門課程修了申請の単位対象となる期間

において、生涯研修制度の取得単位が合計35単位以上ある方

■専門課程の対象となる単位について

2019年度専門課程修了認定申請より、申請に必要な単位の見直しが実施され、認定社会福祉士制度の認証研修以外の研修でも、ソーシャルワークに関する研修であれば単位として申請出来る等、単位申請基準を大幅に広げるとともに、申請単位数の上限を撤廃いたしました。

専門課程の対象となる単位は、認定社会福祉士認証・認定機構に認証された研修や認定社会福祉士制度に基づくスーパービジョン実績のほか、認定社会福祉士制度の認証を受けていない研修(ソーシャルワークに関するものに限る)や、研修講師実績(ソーシャルワークに関するものに限る)などが対象となります。詳細については、本会ホームページに掲載をしている最新の生涯研修手帳をご確認ください。

生涯研修センターホームページ
(<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/toplinks/ShinSeido/index.html>)



■専門課程修了認定申請の対象期間について

専門課程修了認定申請の対象期間は、原則として2012年4月1日以降となります。つまり、2020年度専門課程修了認定申請をするには、2012年4月1日から2021年3月31日までに、所定の単位を取得していることが必要です。

ただし、2022年3月31日までの期間においては、経過措置対応を設定しており、申請年度から10年前までの期間は、旧生涯研修制度の専門分野別研

| 申請対象者 | | 経過措置対応による 専門課程修了認定申請の単位対象となる期間 |
|--|--------------|---|
| 対象区分 | 入会時期 | |
| 基礎課程を修了した方 | 不問 | 以下の①または②のうち、申請対象期間が短い方 ①資格取得日から2021年3月31日 ②申請年度の10年前から2021年3月31日 (2020年度申請の場合、2011年4月1日から) |
| 基礎課程修了とみなされている方、または、第1期専門課程修了とみなされている方 | 2012年3月31日以前 | 以下の①または②のうち、申請対象期間が短い方 ①旧生涯研修制度における直近の共通研修課程修了年度の翌日から2021年3月31日 (直近が2011年度申請の場合、2012年4月1日) ②申請年度の10年前から2021年3月31日 (2020年度申請の場合、2011年4月1日から) |

※1「基礎課程を修了している方」とは、基礎研修Ⅰ～Ⅲをすべて修了した方を指します

※2「基礎課程修了とみなされている方」とは、旧生涯研修制度における共通研修課程修了が1回または2回の方を指します

※3「第1期専門課程修了とみなされている方」とは、旧生涯研修制度における共通研修課程修了が3回以上ある方を指します

修の修了に伴う換算単位も対象（単位対象となる研修一覧表は、生涯研修センターホームページを参照）となるほか、下表の申請対象区分に該当していれば、その期間の実績も申請対象に含むこともできます。ご自身の対象区分をご確認の上、経過措置対応による専門課程修了認定申請の単位対象となる期間の研修単位で申請ください。

■申請方法

1. 専門課程修了」の申請に必要な書類について

※申請に必要な書式は本会生涯研修センターホームページ（<https://www.jacsw.or.jp/ShogaiCenter/>）に掲載しています。



(1) 課程修了認定申請書（様式第2号）

※課程修了認定申請書の納入証明書添付欄には、振替払込請求書兼受領証やご利用明細票等を添付してください。E-mailで申請の場合は、振込年月日、振込金融機関名を必ず明記してください。振替払込請求書兼受領証等の添付がない場合、振込年月日、振込金融機関名の記入がない場合は、申請書が受理されません。

(2) 研修単位記録（シートⅠ～Ⅱ）

2. 申請手数料および振込口座

(1) 申請手数料

専門課程修了申請手数料：5,000円

※振り込みにかかる手数料は別途ご負担願います。

(2) 振込口座

郵便口座番号：00170-0-610110

加入者名：公益社団法人 日本社会福祉士会
他行から振込む場合

銀行名：ゆうちょ銀行（金融機関コード：9900）支店名：〇一九店（ゼロイチキユウ店）（店番：019）

預金種目：当座 口座番号：0610110

口座名義：公益社団法人 日本社会福祉士会

(3) 提出先

[郵送の場合]

申請に必要な書類を揃えて、以下の送付先へお送りください。封筒の表には必ず「第〇期専門課程修了認定申請書在中」と明記してください。

送付先：〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13
カタオカビル2F

公益社団法人 日本社会福祉士会
生涯研修センター 宛

[E-mailの場合]

申請に必要な書類を添付し、E-mail（kenshu-center@jacsw.or.jp）にてご提出ください。メールの件名には必ず「第〇期専門課程修了認定申請」と記載してください。メールの件名が異なる場合は、迷惑メールとして認識され削除される可能性がありますのでご注意ください。

なお、E-mailで申請された場合、受付担当者より確認のメールを返信します（自動返信ではないため、多少お時間をいただく場合があります）。申請から1週間以上経っても返信のメールがない場合には、メールの未着などの理由が考えられますので、生涯研修センターまでお問い合わせください。

基礎研修のご案内

— 生涯研修のスタートは基礎研修から、都道府県社会福祉士会で開催中 —

皆さん、基礎研修は受講されましたか？ まだ受講されていない方は、ぜひとも受講してください。これから社会福祉士として研鑽されていく皆様にとって、基礎研修を受講することのメリットはたくさんあります。

まだ、基礎研修を受講されていない方は、ご所属の都道府県社会福祉士会までお問い合わせください。

<基礎研修受講のメリット>

- ・全ての社会福祉士に必要な、知識、価値、技術の基本を学ぶことができます。
- ・基礎研修Ⅲまで修了することで、認定社会福祉士制度の10単位を取得することができます。（認定社会福祉士取得のためには、通常ルートで30単位が必要となりますが、基礎研修修了者は、認定研修ルートの選択が可能となり、分野専門研修及びスーパービジョンを受けた実績の合計8単位の取得と認定社会福祉士認定研修の修了で、30単位の取得と同等になります。）
- ・共に学びを始める都道府県社会福祉士会の仲間と出会うことができます。
- ・基礎研修Ⅲまで修了すると、研修講師として活躍していただく場が増えます。

仲間たちとともに、社会福祉士の未来を切り開いて行きましょう!



2020年度臨時総会の議案について

日本社会福祉士会は3月20日に2020年度臨時総会を開催します。今回の総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のためZoomを活用して行います。

日本社会福祉士会の総会は正会員である47の都道府県社会福祉士会によって構成し開催します。都道府県社会福祉士会に所属する会員への議案資料集の配布は実施しておりませんので、本ニュースにおいて議案の項目をお知らせします。詳細は会員専用ホームページでご覧になれます。

議事項目 (案)

I 議案

- 第1号議案 定款変更
- 第2号議案 「社会福祉士の行動規範」改訂

II 承認事項

- 第1号承認 財政基盤の確保・事務局体制の強化

に向けた提案書

- 第2号承認 ばあとなあ活動報告書IT化について
- #### III 理事会報告
- 第1号報告 2021年度事業計画
 - 第2号報告 2021年度収支予算
 - 第3号報告 次期綱紀委員会委員選任報告
 - 第4号報告 成年後見事業被害者見舞金の適用について

IV 事務連絡

- 第1号事務連絡 規程類改正
- 第2号事務連絡 第29回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（山形大会）
- 第3号事務連絡 第30回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（東京大会）
- 第4号事務連絡 その他

役員改選情報 次期理事候補者決まる

1月23日（土）第3回選挙管理委員会において、2021年度通常総会から2023年度通常総会までを任期とする理事候補者選出のための郵便投票の開票を行いました。結果は次のとおりです。

今後は、6月19日（土）に開催される第33回通常総会における承認を経て、次期理事として正式決定されることとなります。

| | |
|-----|---|
| 投票率 | 100% |
| 投票数 | 47票（有効票47票）／正会員数47 |
| 得票数 | 全体：47（投票正会員数）×13（候補者連記）=611（票） （有効得票数608票・無効得票数3票） |

【理事候補者】定数7人以上13人以内 ※得票数上位13人が当選
（敬称略・五十音順）

| 当 選 | 氏 名 | 所属する 都道府県社会福祉士会 |
|-----|-------|--------------------|
| ◎ | 安藤 千晶 | 静岡 |
| ◎ | 伊東 良輔 | 福岡 |
| ◎ | 岡本 達也 | 富山 |
| ◎ | 公文 理賀 | 高知 |
| ◎ | 栗原 直樹 | 埼玉 |
| ◎ | 竹田 匡 | 北海道 |
| ◎ | 中島 康晴 | 広島 |

| 当 選 | 氏 名 | 所属する 都道府県社会福祉士会 |
|-----|-------|--------------------|
| ◎ | 中田 雅章 | 岡山 |
| ◎ | 中山 貴之 | 兵庫 |
| ◎ | 西島 善久 | 大阪 |
| ◎ | 橋 典孝 | 石川 |
| ◎ | 星野 美子 | 東京 |
| ◎ | 山下 康 | 神奈川 |

| | | |
|----|-------|----|
| 選外 | 内田 宏明 | 長野 |
|----|-------|----|

声明／意見を発出しました

2021年1月以降に、本会では以下の声明および意見を発出しています。内容は、本会ホームページをご参照ください。声明については、本ニュースに全文を掲載しています。

| 発信日 | 標題 | 発信先など |
|--------|---|------------------------|
| 11月2日 | 法制審議会の少年法の改正にかかる答申に対する声明 -18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例について- | 声明（日本医療社会福祉協会との共同声明） |
| 12月22日 | 旧優生保護法訴訟大阪地裁 判決に対する声明 | 声明（日本ソーシャルワーカー連盟の共同声明） |
| 1月8日 | 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（仮称）案」に関する意見 | 厚生労働省老健局老人保健課 |
| 2月4日 | 「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」取りまとめに対する声明 | 声明（日本ソーシャルワーカー連盟の共同声明） |

法制審議会の少年法の改正にかかる答申に対する声明 -18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例について-

1 現行制度の見直しと現任ソーシャルワーカーの活用を優先すべきです。

法務省法制審議会は、18歳及び19歳の者の刑事手続き上の扱いを変更する少年法改正要綱を上川陽子法相に答申しました。法務省は答申をもとに改正案をまとめ、来年の通常国会に提出する方針としています。この答申によれば、罪を犯した18歳及び19歳の者に対する処分及び刑事事件の特例等について、死刑又は無期若しくは短期1年以上の新自由刑まで対象を拡大することは、結果として厳罰化につながるようになるため日本社会福祉士会及び日本医療社会福祉協会は反対します。

要旨

未だ十分に成熟しておらず、成長発展途上にあつて可塑性を有する18歳及び19歳の年長少年について、少年法の適用年齢を引き下げるのではなく、現行の少年法の適用を継続すべきです。18歳及び19歳の少年の実態として実の親や保護者からの支援が得られない福祉の法律などの狭間に置かれており、現在未成年後見制度、社会的養護制度における児童福祉施設・里親の措置延長又は児童自立生活援助事業（児童福祉法第6条の3）で支援されている場合が多いと言えます。

特に児童自立生活援助事業の対象となる少年は、本人たちが生活をしている「自立援助ホーム」に費用の一部を負担しながら自立に向けて求職、就労活動をしています。実際は児童福祉施設などの措置を解除されており、措置延長中の少年より経済的に苦しい生活状況にあります。これらの少年は児童期から貧困や虐待という厳しい環境を背負わされており、社会的自立に困難さを有する傾向にあります。

このような、少年の置かれている状況や特性・犯罪の背景とは無関係に犯した罪名により範囲を広げて一括して「原則逆送事件」にすること、及び公判請求することによって実名報道が行われることは、自立途上の少年の成長や可能性を抑え込むことであり、生活スタイルが大きく変化する時期でもある、教育的配慮が必要な18歳及び19歳の少年の社会復帰をきわめて困難にするものです。このことは少年の人生における選択肢をこの段階で狭めることでもあり自立・成長する権利を奪うものと言えます。

この答申を受けた少年法の改正による18歳及び19歳の少年が成人同様の対応となる厳罰化は、その可逆性を阻害することになるため、私たちは強く反対の態度を表明します。

2020年11月2日

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂由実子

旧優生保護法訴訟大阪地裁判決に対する声明 私たちは被害回復を退ける判決に強く抗議します 優生思想排除のためにも国は被害者の皆さんに謝罪し賠償する責任があります

11月30日、大阪地方裁判所は、原告らの請求を棄却するとの判決を言い渡しました。

私たちは、仙台地裁、東京地裁の請求棄却の判決を受けて、本年8月7日に「旧優生保護法被害者の国家賠償請求訴訟に関する声明」を発売し、国策による「人生被害」に対し、20年という除斥期間を適用することは社会正義・公平に著しく反することを訴えました。しかしながら今回の大阪地裁も除斥期間の趣旨を厳格に捉える判決を下し、司法による被害回復への期待を大きく裏切りました。

本判決において、旧優生保護法が障害者に対する合理的根拠のない差別であり憲法14条に違反することを明確に述べたことは、積極的に評価できると言えます。

しかしながら20年という除斥期間を理由に原告らの請求を棄却したことは、原告の方々の奪われた人生を慮ると、無念であり到底納得できるものではありません。

かつて優生保護法の下に行われた強制不妊手術は、当時の厚生省が「麻酔薬の施用」「欺罔(ぎもう)」を用いることを認めており、「本人に不妊手術の事実を分からせない(知らせない)で手術をする」というものでした。被害者が50年以上経たごく最近まで、自分の被害(人権侵害)をはっきりと自覚できなかったとしても何ら不思議ではありません。

また、被害を認識できていたとしても、「不良な子孫の出生の防止」という国策の下、手術を強制されたことを自ら訴えることが容易に行える社会状況ではありませんでした。半世紀に及ぶ優生保護法下での被害は、社会の偏見や差別によって否応なく封印されていたのです。当時の偏見・差別の実情について十分考慮したうえで、原告救済の道を開くことが、人権救済の最後の砦としての裁判所の務めであるはずですが。

原告らは明らかに国策による人権侵害の被害者であり、人生の大半を苦しみの中で過ごさざるを得ませんでした。旧優生保護法は、今回の判決にもあるように差別を正面から容認し推進する法律であり、母体保護法への改正後も社会に影響をもたらしています。障害を医学モデルでとらえ、これを劣性とみる社会は形を変えながら今も私たちの社会生活に影を落としています。

旧優生保護法の運用には、国の動きを無批判に受け入れてきた自治体、医師をはじめとする医療機関や福祉施設の職員なども大きな役割を担っており、ソーシャルワーカーもその責任から逃れることはできません。人権と社会正義を原理とする私たちソーシャルワーカーは、憲法に大きく違反する法制度に無自覚に加担してきたことを真摯に受け止め、高齢である被害者が一刻も早く人としての尊厳と被害の回復できるよう、継続して支援していくことをここに表明します。

2020年12月22日

日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW)

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子
公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂由美子
特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫

「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方 その他資質の向上策に関するワーキンググループ」取りまとめに対する声明

私たち日本ソーシャルワーカー連盟は、権利擁護と社会福祉の増進を使命とするソーシャルワーカーによって構成された専門職団体です。

厚生労働省社会保障審議会児童部会に位置づけられた「子ども家庭福祉に関し専門的な知識・技術を必要とする支援を行う者の資格の在り方その他資質の向上策に関するワーキンググループ」(以下、WG)が終了し、2021年2月2日にとりまとめが公表されたことを受けて、日本ソーシャルワーカー連盟としての見解を表明します。

この間のWGの議論において、私たちは、社会福祉士・精神保健福祉士の有資格者が実地訓練を重ねながら、スーパービジョンを含む新たな研修体系の中で養成されるべきという主張を繰り返し、また専門職団体の責務として、その研修体系を早急に構築することを提案してきました。一部には、新たな国家資格の創出に関する事実誤認に基づく報道もされていることから、従来の私たちの見解を改めて述べさせていただきます。

- 1 虐待対応をはじめ、児童福祉司がかかえる事例への対応は、子ども本人のみならず学校や周囲の大人、家庭や地域社会等の多様な問題を包括的に捉え、多職種が連携して取り組む必要があるため、ソーシャルワークを基盤とすることが必要です。児童福祉司の専門性の向上が喫緊の課題であることをふまえ、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を積極的に活用すべきです。
- 2 現任の児童福祉司の専門性の向上には現場指導（OJT・スーパービジョン・所内研修等）が重要であり、知識供与型の学習だけでは実践力を向上させるには不十分です。そのため、新たな国家資格の創出よりも現任者研修の強化が急務です。
- 3 児童相談所におけるソーシャルワーク機能の十分な発揮に向けて、長時間労働・精神的負担感の増大等の解消を図り、職員の待遇を改善することが重要です。また、児童福祉司の専門性の向上については、5年未満という短期間での異動では実践知や経験知及び職場内スーパービジョンやOJTが根付きにくいいため、配置構造の変容を求めます。

東京都目黒区（2018年3月）や千葉県野田市（2019年1月）で起きた児童虐待の痛ましい事件に対して、私たちソーシャルワーカーは、尊いのちを救えなかったことに忸怩たる思いを抱えています。そこで、子ども家庭福祉にかかわるすべての現任ソーシャルワーカーに対する研修等を強化し、目前の課題に速やかに対応していく所存であり、社会福祉士・精神保健福祉士を対象とした研修プログラムを開発し、「子ども虐待の予防と対応研修」を年度内に開始します。

「新たな国家資格創設」のためのカリキュラムの検討や実施よりも、いまずすぐできる対処を行うことで児童虐待を防止し、日本の未来を担う子どもたちの生命の尊重とそれを育むことのできる家庭、地域社会の実現に向けて、私たち日本ソーシャルワーカー連盟は、厚生労働省をはじめ関係機関・団体との連携のもとに取り組む所存です。

2021年2月4日

日本ソーシャルワーカー連盟

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久
 公益社団法人日本精神保健福祉士協会 会長 田村 綾子
 公益社団法人日本医療社会福祉協会 会長 早坂由美子
 特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会 会長 岡本 民夫

新刊・近刊情報
Book

※ここで紹介する本は一般書店等でお求めください。

■「出逢い直し」の地域共生社会ーソーシャルワークにおけるこれからの「社会変革」のかたち

執筆者：中島康晴（広島県社会福祉士会）
 発売元：批評社
 発行年月：上巻2019年10月／下巻2019年11月
 価格：2,200円（税別）
 本書では「地域共生社会」の危険性と




可能性を検討し、その「可能性」を伸展させていくために、つまり、人間の権利擁護に資する真の地域共生社会を志向した実践を敷衍させるために必要な見解を披歴しております。そして、この真の地域共生社会は、ソーシャルワークの「社会変革」を大いに後押しすると述べています。他方、その裏返しで、前半部分では、従来型の「社会変革」が停滞してきた要因についても探ってみました。この論を礎に、これからの「社会変革」のあり方を模索するものです。

■スーパービジョンのはじめかた これからバイザーになる人に必要なスキル

執筆者：大谷京子（愛知県社会福祉士会）
 発売元：ミネルヴァ書房
 発行年月：2019年8月
 価格：2,500円（税別）
 本書は、周りからスーパービジョンを行うことを期待される立場になったもの



の、実際何から取り組めばいいかわからない……という初心者向けの引き書です。「スーパービジョンとは何か」から順に学んでいくことができます。また「必要なスキル」に着目し、具体的にわかりやすく説明していきます。スーパービジョンをはじめたい、はじめなきゃ、という気持ちを後押しする一冊です。

■スクールソーシャルワーク実践スタンダードー実践の質を保証するためのガイドライン

執筆者：馬場幸子（兵庫県社会福祉士会）
 発売元：明石書店
 発行年月：2020年3月
 価格：2,000円（税別）
 スクールソーシャルワーカーが効果的に仕事をするために必要な価値、知識、技術、感受性を高める目的で開発された「スタンダード」を解説した書籍です。『スクールソーシャルワーク実践スタンダード』付属の資料がダウンロードできます。



学会関連情報

研究誌『社会福祉士』を同封しています

研究誌『社会福祉士』第28号を本ニュースに同封しています。

本誌には、都道府県社会福祉士会会員による研究ノート8編、実践報告2編、社会福祉士海外研修・調査報告書などを掲載しています。

生涯研修センター情報

2021年度成年後見人養成研修の開催について

2021年度の成年後見人養成研修の全国版開催要項を本ニュースに同封しています。

本研修は、2017年度からカリキュラムや受講要件などを変更し、成年後見制度に関わる様々な立場の社会福祉士を対象とした「成年後見人養成研修（認証研修）」と、成年後見人等の受任者を養成する「名簿登録研修」の2つに分けて開催しています。

申込方法などの詳細は、本ニュース同封の全国版開催要項および各都道府県社会福祉士会より送付される研修開催要項をご覧ください。

その他の情報

会員証の更新について

会員証の有効期限が2021年3月31日となっている方には、3月末日までに更新会員証（有効期限2026年3月31日）をご自宅へお送りします。ニュース送付先が勤務先の方もご自宅への送付となります。

会員証の記載事項は、会員番号・氏名・社会福祉士登録番号・有効期限です（「顔写真なし」）。3月末日までに更新会員証が届かない場合は、4月末までに日本社会福祉士会にご連絡ください。

会員証再発行には手数料が必要です

紛失や記載事項の変更により「顔写真なし」会員証の再発行をご希望の場合には、500円の発行手数料を振り込み、会員証再発行申請書（※）の必要事項に記載し、会員証（紛失の場合は同封不



要）、送付先を明記して郵便切手を貼付した返信用封筒、記載事項の変更がある場合は変更届を同封のうえ、日本社会福祉士会に送付してください。発行手数料の振込先は申請書をご確認ください。また、「顔写真入り」会員証を希望する方は顔写真（カラー4×3cm）と1000円の発行手数料を振り込み、お申し込みください。会員証の再発行および種類を変更した場合でも、有効期限は再発行および変更前と同じです。
 ※会員証再発行申請書、変更届は、日本社会福祉士会のホームページの「よくある質問」に掲載しています。

2021年度会費引落について

2021年度都道府県社会福祉士会会費の引落は4月12日（月）です。引落手数料121円（消費税込）が会費と同時に引落になります。

また、北海道、秋田県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、大阪、兵庫県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県、社会福祉士会に所属する会員の会費は、所属社会福祉士会で会費引落を行いますので、会費引落日については所属社会福祉士会の会報などをご覧ください。

退会手続きについて

所属社会福祉士会の退会については、所定の退会届によるお手続きが必要です。下記の社会福祉士会以外にご所属の場合は日本社会福祉士会でのお手続きとなりますので、本会事務局へご連絡ください（連絡方法などの詳細は本会ホームページの「よくある質問」をご確認ください）。2020年度の退会希望は2021

年3月31日（水）16時15分までで受付を終了します。

所属社会福祉士会が北海道、秋田県、福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、大阪、兵庫県、岡山県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、沖縄県の方は、所属社会福祉士会へ直接ご連絡ください。

- ・社会福祉士会を退会されますと、会員番号及び研修履歴等は削除されますので、ご承知おきください。なお、過去の研修履歴の一部は所定の手続きによって証明することが可能な場合があります。
- ・ばあとなあ名簿登録者の方は「ばあとなあ名簿登録抹消申請書」をご所属の都道府県社会福祉士会へ提出ください。
- ・独立型社会福祉士名簿登録者の方は「独立型社会福祉士名簿登録抹消申請書」を日本社会福祉士会へ提出ください。
- ・認定社会福祉士または認定上級社会福祉士の登録者は、認定社会福祉士認証・認定機構が認める日本国内のソーシャルワーカーの職能団体で倫理綱領と懲戒の権能を持つ団体のいずれかに加入していることが登録要件となっています。よって、社会福祉士会を退会すると登録要件を満たさなくなる場合があります。
- ・認定社会福祉士認証・認定機構にスーパーバイザー登録をしており、その推薦団体が日本社会福祉士会の場合は、社会福祉士会を退会すると登録要件を満たさなくなる場合があります。

住所などの変更について

氏名・住所・勤務先などに変更がある場合は、本会ホームページの「よくある質問」に掲載している変更届をダウンロードし、FAXかE-mail添付にてご提出ください。市町村合併により住所表記が変更となった場合もご提出ください。

【お詫びと訂正】

日本社会福祉士会ニュースNo.198に掲載した都道府県社会福祉士会 会員情報（16ページ）の10月31日付の会員数に誤りがありました。お詫びして下記のとおり訂正いたします。

誤 40,090人
 ↓
 正 44,090人

事務局職員を募集します

対象 35歳未満の方を募集（要社会福祉士資格およびパソコンスキル（Word、Excel等）必須）※長期勤務によるキャリア形成のため、若年者を募集します
 仕事内容 日本社会福祉士会事務局の職務を担当
 勤務地 （公社）日本社会福祉士会 事務局（東京都新宿区）
 採用人員 若干名
 待遇 給与は本会規程により支給
 社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険あり）
 選考 書類審査後、適性検査および面接

提出書類 ①履歴書 ②職務経歴書 ③応募の動機（1,200字程度）
 募集期限 随時
 採用手順 書類審査後、候補者を決定し、適性検査および面接日を通知
 採用日 応相談
 問い合わせ先 公益社団法人日本社会福祉士会 担当：草川
 〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階
 TEL：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543

四谷事務局だより

行事予定・カレンダー

3月

11日（木）地域包括ケア推進委員会
 13日（土）第1リーガル・ソーシャルワーク研究委員会
 20日（土）第12回理事会 臨時総会
 21日（日）生涯研修センター企画・運営委員会

4月

10日（土）第1回学会運営委員会
 11日（日）全国生涯研修委員会議
 17日（土）第1回業務執行理事打合せ 第1回理事会
 24日（土）～25日（日）認定社会福祉士認定研修

5月

15日（土）第2回業務執行理事打合せ 第2回理事会

都道府県社会福祉士会 会員情報

1月31日付 会員数 44,047人
 1月中 入会 会員数 21人
 前年同月会員増減数 381人増
 前年同月会員増減率 0.87%増